

2017
06
June

日本福祉施設士会 生涯学習誌

福祉施設士

Japanese association of Directors of Social Welfare Institutions

特集

「地域における社会福祉施設の 役割と公益的取り組み」

あんでな

- 平成29・30年度 日本福祉施設士会 役員体制 決まる
- 平成28年度 事業報告・決算



日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉 QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、平成29年3月現在、全国で約5,300名の有資格者がいます。

② 「リーダー・躍動！」

すべての人に目を当てる、施設長は観察力、洞察力を磨け！

社会福祉法人江東園 江東園ケアセンターつばき

事業部長・経営企画本部長 杉 啓以子

⑥ 福祉施設士のめざすもの

目標管理と成果に着目した施設経営

社会福祉法人愛の泉 特別養護老人ホーム愛泉苑 施設長 潮田 花枝

⑩ 特集「地域における社会福祉施設の役割と公益的取り組み」

地域社会と当法人の役割と公益的取り組み

社会福祉法人県北報公会 吉野更生園 施設長 大川 清彦

わが法人の歩むべき道

社会福祉法人諏訪福祉会 川内すわこども園 副園長 帯田 英児

⑲ 誌上講座「平成29年度 第22回「福祉QC」入門講座 導入講義

「福祉QC」活動とは？

日本福祉施設士会 「福祉」QC全国推進委員会

⑲ あんてな

- 日本福祉施設士会 4～5月の活動報告
- 新役員あいさつ
- 平成29・30年度 日本福祉施設士会 役員体制
- 日本福祉施設士会 平成28年度事業報告
- 〃 〃 資金収支決算書
- 日本福祉施設士会 平成29年度研修会のご案内

リーダー・躍動!

国は、「地域共生社会」の実現を打ち出し、住民や関係者等の多様な主体が、生活上の課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めてつながり、これからの地域を共に創るための政策を推進している。地域での実践に際しては、複雑・多様化した課題に多機関・多職種で構成されるチームで向き合うことが求められている。

こうした中、実践の推進役を担い、人と組織(チーム)の成長を導くリーダーの力を高めていくことがより重要となっている。施設福祉と地域福祉の推進に貢献する専門家として、福祉施設士の力量の発揮が求められている。

本連載では、地域で躍動する福祉施設士に求められる視点について、各分野で活躍する方々へのインタビューを通して考える。

すべての人に日を当てる、施設長は観察力、洞察力を磨け!

(東京都)

社会福祉法人江東園 江東園ケアセンターつばき

事業部長・経営企画本部長 杉 啓以子

(老-19期 No.2559)



——国は、「地域共生社会」の実現を打ち出していますが、地域共生社会をめざすには社会福祉の制度や法人の姿はどのようにあるべきでしょうか?

杉 国の「我が事・丸ごと」という、地域づくりを他人事ではなく我が事としてとらえて、総合的な支援を行っていけるような社会をめざすということであれば、法の整備やサービスについて高齢者・障害者・子どもといった縦割りを可能な限りなくし、制度間の整合性を図っていく必要があります。加えて、サービス利用の状況やその時の

財政の状況で変化する制度の路線変更を極力抑え、長期的展望に裏づけされた筋の通った制度とすることが重要と考えます。それまでの「地域包括ケアシステム」では理解しきれなかった、これからの地域の姿が「我が事・丸ごと」「地域共生社会の実現」によって施設や住民によりよく理解されたのではないのでしょうか。方向性は良いと思いますが、行政が号令を掛けると同種の施設がどんどん出来上がってしまうような状況を見る時、本来は地域で本当に困っている人はどういう状況にある人なのか地域の中の困って

いる事や必要なサービスや社会資源などをしっかりとわかっていなくてはいけないと思います。良いことだからといって地域の様々な人々の真のニーズを考えないで実行してしまうのは、どうやら一本筋が通っていないような気がします。社会福祉法人として今後の「我が事・丸ごと」「共生社会」をめざしていくということは、やはり地域住民が納得して、何と何、どのようなサービスがこのまちにとって不足しているのか。こういうサービスがないよね。このように困っている方がいるよね。でもそこには光が当たってないよね。こういうことが互いに分かったうえで、では皆がどうしたら、でき得る限りの協力ができるのか。このように考えていく必要があると思います。

例えば、認知症の老婦人が町を歩いていたら、「何かお困りごと、ありますか」と声をかける。例えば在宅介護支援センターや地域包括支援センターの所在が分かっていたら、そこにお連れするとか。そういうことくらいはすぐできる。また、例えばお店に、ちょっとしたベンチをひとつ置いてあげて、買い物カゴをぶら下げている老婦人や手押し車の方が、ちょっと一息つきたいなと言ったら、「どうぞベンチへ」とお店の方が誘ってあげて、「冷たいのでいいですか、常温ですか」と聞いてちょっとしたお茶を出してあげる。そうすると夏は熱中症予防対策になるわけです。このように支援はアイデア次第でいくらでもできます。共生社会を実現するには何も難しい事をするのではなく、ちょっとした気づかいや思いやる気持があれば出来るのです。

社会福祉法人制度改革で社会福祉充実残額があった場合、地域社会のために使用することが義務付けられましたが、本来、社会貢献は社会福祉法人がすべき仕事のひとつになっているわけで、普段から地域にどのような福祉課題があるかということを経営者なり理事長なりがきちっとキャッチしているかということが重要なのです。そのためにも、地域の人たちと会って、しっ

かりと情報交換を地域の中で行っているか。これが私は大事だと思います。国が言ったから動くのではなくて、税金をかけられるから動くのではなくて、私たちの使命は何?と言ったら、地域で何が困っているのか、どこに問題があるのか、施策に問題があるのか、常にそういうところに気を配っていることが施設長には重要です。

私たちの暮らす地域社会には、障害者も高齢者も子どもも、いろいろな人々がいます。どんな人も互いに、関わり合えるような複合施設をつくるのが当法人のポリシーでした。だから最初から「丸ごと」になっている。国が「我が事・丸ごと」と言っていますが、何か特別なことと考える前に既にそのようになっています。

——まちづくりについて、何かお考えがあるでしょうか。

杉 2年か3年ぐらい前から、新オレンジプランとWHOの高齢社会の8行動領域の提言に基づいて、法人として「認知症と高齢者に優しいまちづくり」ということを意識して活動を行ってきました。そのようなまちは、子どもにとっても赤ちゃんにとっても、成年にとっても、障害者の人たち、全員にとっても幸せなまちであるということをテーマにして、住民の方々に参画してもらうことになりました。

もちろん法人は、陰の仕掛け人ではあるのですが、前面に立つのは住民です。でも住民の中の既存の町内会、自治会、民生委員さん等は、皆高齢化しているわけです。そこで、様々な団体の長の皆さんたちに集ってもらい会議を開催したら、杉先生、次はぜひとも若者を連れてきてくださいと言われました。そこで、小学校・中学校のPTA、地域に高校は3つあるので、高校のPTA、それから保育園の保護者連絡協議会等にも集ってもらい若い世代や子育て世代に将来のまちづくりに参画してもらうようお願いしています。

その時を契機にこのようなことを考えました。日

本にはアメリカとかヨーロッパにあるように、ボランティア教育が子どものうちからきちんと行われていません。したがってボランティア教育をしっかりとやっておかないといけません。また、フランスのように、仕事時間内にボランティアを行わないといけないという施策ができれば、もっと働く世代の若者の担い手も増えると思います。日本でも1週間のうちに2時間ボランティアをすることになったら、まちづくりを手伝いますよとってくれる若い方々が増えると思います。でも現時点では、まだ頭を下げてボランティアをお願いしている状況です。私は前区長から、区の中で顔を広くしておきなさいと言われて、いろいろな団体と親しくすることができる役割をいただきました。その関係もあって、ボランティア活動が忙しいのですが(笑)そのおかげで地域の皆さんの顔が分かるようになりました。例えば、「青年会議所や商工会議所をお願いに行きたいので〇〇さんあたりをつけておいて」と依頼すると、いいよとしてくれます。このように福祉関係団体以外のいろいろなルートがあるので、何かを仕掛けようとした時には、ワッと人に集まっていただけ。普段からのおつきあいが大事だと感じています。施設長の役回りは外に出ること。だから仕事はある程度部課長に任かせて、問題があった時には出ていくぐらいにする。問題が発覚したり、どういうふうに手当をするかというのは、いちいち言う必要もなく任せる。逆に言えば、リスクマネジメントがしっかりしていれば、「この問題についてはこう対応しました」という部課長の報告だけで足りるわけです。

地域とずっとつながっていることが大事。社会貢献のためにはネットワークがいっぱいあればいいと思いますが、それだけでは足りません。そのためには、ネットワークのもとになる法人自体がしっかりしていることが重要です。外に出して恥ずかしくない仕事ぶりをしているのが大事ということです。それから、施設がどれだけ地域の

皆さんに認知されているかということも重要なところですよ。

——福祉人材の確保について、どのようにお考えですか。

杉 人材がいない、確保ができないということで、外国人も視野に入れる動きがありますが、「どんな人も」という点では必要だと思います。言語力が不十分であっても、記録がうまく書けなくても、適切な育成の方法を確立し優しい心を持った福祉人材になってもらうのが大切で施設においてグローバルな育成方法を確立することが必要ですね。これからは、ありとあらゆる人たちを福祉人材として捉える必要があると思っています。プロフェッショナルな知識だけ持っていればいいのかということでもなく、人間性と基本的な人間の成長という勉強を、自分を含めてやっていける人材。そのような人材に期待したいところです。また、それをどう育てるかが重要です。

だから私の法人では、言語もうまく話せないし、記録もうまく書けないような外国の人もいれば、高齢者も、また、福祉の専門学校出身にこだわらない採用もしています。これまでは、特に特養などは、夜勤があるため体力のある若い人だけ採用したいという傾向がありました。そうではなく、もう切り分ける時代にきている。育てながら、適材適所の人材を養成する。細切れにはなるかもしれませんが、それを管理・監督するというポジションのリーダーやコーディネートする人のスキルが求められる時期が来ている。だからそのような人材の質は、高くないといけません。

——施設長の仕事について、いろいろなご意見を伺うことができましたが、その他、どのようなことに気を付けていらっしゃいますか。

杉 施設長の仕事は、どこからどこまでがその範囲であるというものがなくて、逆に言えば、トータルなものを見方、視点をもっていることが重要なかもしれません。例えば、処遇について良くない点ばかりを指摘する施設長さんもいらっしゃいま

すが、それだと職員がいやになってしまう。誤字脱字を指摘するのは係長、主任に任せておいてもいい。だから職務分掌が重要です。

また、施設長として、地域福祉醸成のための仕掛けづくりに取り組んでみたらどうでしょうか。例えば、施設経営や施設の拡大ではなく、異業種との交流や営利組織とのイベントのコラボや、法人内に任意団体を立ち上げて、ネットワーク力を拡大した福祉的事業を企画することで、行政への提言力や提案力を増して、地域住民の多くとネットワークでつながり周知されるのです。もう、地域の誰でもから声を掛けられる存在です。施設長の仕事は多岐にわたっていますが、利用者さんの状況を確認する際に、職員が肩を落としているのか、目が下を向いているのか、挨拶が小声なのか、変化は何かしらあるでしょうか。例えば、ドライバーがちょっと体調が悪そうに見えたら、「どう、なんか体調悪いんじゃないの。体調が悪かったら休んで、しっかり治しなさいよ。」という一声が効くのです。利用者さんとスタッフとの日頃からのコミュニケーションはとても大事だということです。

自分に関係するすべての人に目を当ててあげるのが、もしかしたら施設長の仕事なのかなと思います。それを気づいてあげられる能力、そ

れが施設長の観察力、洞察力。施設長の仕事はいっぱいあるのです。

施設長は何をすればいいのだろうと、まだ考えあぐねている1、2年目の施設長さんがいたら、一番簡単にできることは、利用者さんも職員もしっかり見てあげてください。それから施設のあるまわりの地域を広い目で見てください。きっと地域に何が必要か分るはず。地域でお祭があったら、駆け出してでも行ってください。地域に溶け込んでください。施設は地域と共にあり成長しなければなりません。地域の方々が社会福祉法人が福祉社会と一緒に創っていく存在と思われるまで、深く地域に入っていくと、そう思います。

——今日は、どうもありがとうございました。



社会福祉施設経営管理論 2017

社会福祉法人制度改革の内容を反映

施設長をはじめとする管理者が社会福祉施設を経営するうえで知っておきたい法制度、サービス提供管理、人事・労務管理、情報管理などについて、わかりやすく解説した最新版テキスト。

- 浦野 正男 編著
- 定価 本体2,400円(税別)
- B5判・436頁 ● 2017年3月発行

▼主な内容

- | | |
|-----|--------------------|
| 第1章 | 社会福祉法人と社会福祉施設 |
| 第2章 | 社会福祉施設経営管理の基礎 |
| 第3章 | 社会福祉施設のサービス管理 |
| 第4章 | 社会福祉法人・施設の人事・労務管理 |
| 第5章 | 社会福祉施設の会計管理と財務管理 |
| 第6章 | 社会福祉施設の情報管理 |
| 第7章 | 社会福祉施設の施設整備管理と福祉用具 |



●お申込みは、書店・都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■全社協出版部 受注センター■
 受注 TEL. 049-257-1080 FAX. 049-257-3111
 専用 E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人全国社会福祉協議会 出版部
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
 新館が関ビル

福祉関係図書館の
 検索・注文ができる
 ホームページ

福祉の本出版目録

<http://www.fukushinohon.gr.jp>

目標管理と成果に 着目した施設経営

(埼玉県)

社会福祉法人愛の泉 特別養護老人ホーム愛泉苑 施設長

潮田 花枝

(老-34期、No.4747)



1 法人の71年の歩み

社会福祉法人愛の泉は1945年に創立された。キリスト教の理念が法人の根幹を成しており、深い使命感によって海を渡ったドイツ人宣教師と、志を同じくする地元のゴム工場の経営者らが心に抱いた隣人愛の実践の場として、この埼玉県加須の地に「愛の泉」が誕生した。戦後の混乱期、乳児から児童に及ぶ戦災孤児を受け入れたのがその始まりであった。「愛の泉」の歴史は日本の戦後71年の歩みと同じ軌跡を辿って来たと言える。

現在では、第1種社会福祉事業が4事業(乳児院「愛泉乳児園」、児童養護施設「愛泉寮」、養護老人ホーム「あいせんハイム」、特別養護老人ホーム「愛泉苑」となり、第2種社会福祉事業(保育所「愛泉幼児園」・他)が12事業、公益事業が2事業で合計18事業を展開する社会福祉法人に成長した。毎月1,000人を超える利用者を約300名の職員が支援し、「ゆりかご

から墓場まで」、人生の各ステージにおける福祉実践を通して、地域に愛され、信頼される社会福祉法人をめざしている。過去の伝統に甘んずることなく、新たな創造に向かって日々前進していくのが当法人の課題である。

私は、2009年より特別養護老人ホーム「愛泉苑」の施設長の役を担っており、施設の運営管理業務に日々奮闘中である。付随する事業として、愛泉苑ショートステイ、愛の泉デイサービスセンター、愛の泉居宅介護支援事業、愛の泉・東部地域包括支援センター、在宅介護支



「愛泉苑」80床・従来型・平屋建て

援センター、愛の泉ヘルパーステーションの全7事業がある。

埼玉県加須市の人口は約113,000人で、高齢化率は26%である。市の特徴は、日本有数のこいのぼりの生産地であること、また、コシの強さと喉ごしの良い手打ちうどんは、多くの人に親しまれている。

2 理念を実現するための方針や目標はわかりやすく

当施設の理念は「助ける人なき人のために助ける人となる」であり、具体的な方針として「明るく、暖かく、清潔で、安全な施設づくりを進め、利用者満足度の向上を目指して継続的改善を行います」を掲げている。

現在、この理念や方針を組織全体に浸透させるために、施設全体の具体的な目標を設定している。何年か苦慮し試行錯誤してきた中で、目標を設定する時の分類として参考にしたのが「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」であった。6つの姿勢(1、利用者への姿勢、2、社会への姿勢、3、組織への姿勢、4、職員への姿勢、5、地域への姿勢、6、自己への姿勢)が新任職員や短時間労働者にも理解されやすく、伝わりやすいと感じたからである。例えば「1、利用者への姿勢」については、命の尊厳を守るための具体的な取り組みとして高齢者虐待防止や事故・感染症の防止、苦情や要望への迅速な対応を目標として掲げた。また「4、職員への姿勢」については、働きやすい魅力ある職場づくりの取り組みとして、人材確保・育成の積極的推進や適正な労働時間の管理、腰痛やハラスメント対策の実施など、年度毎に強調したい項目を目標として掲げた。述べ

てきたことの内容は基本的な事項であるが、誰に向かって、何に向かっての目標なのかが明確になった。

全体の流れとしては、①理念⇒②方針⇒③施設全体目標(ここで6つの姿勢の分類を採用)⇒④各チーム目標・個人目標⇒成果の評価⇒⑦改善という流れになる。当施設では③までを施設長が計画し、④の各部門目標をそれぞれのチームが設定するのであるが、③までが明確になっていれば、施設方針とチームの目標にブレが少なく済む。チームではメンバーが自チームの強み・弱み・脅威・機会などを自由奔放に出し合い分析し、そこから見えてきた課題を主体的、自律的に年度の目標に設定している。(※チームは介護・看護・相談・給食・各在宅部門等全12チーム編成)

3 目標管理と成果に着目した施設経営

社会福祉法人のような非営利組織は、成果目標の設定が難しく、これを運営していくマネジメントシステムもより高度になると思う。しかしながら、今後の社会福祉法人のゆく道を考えると、利用者満足に直結するようなサービス向上のための成果目標の設定や、施設存続のためのための業績目標の設定を、積極的に取り入れて行くことも一つのあり方であると考えている。

当施設では各チームが設定した目標に対しての成果の有無を、毎月の経営会議や主任会議で振り返っている。目標に向かって計画(PPLAN)したことが、実施(DO)したままにならないように、評価(CHECK)し、改善(ACTION)に繋げることを日々のルーチン業務に位置付けている。

昨年度の例を示すと、特別養護老人ホーム

では感染症ゼロという目標に対して4年連続0件を達成した。菌を持ち込まない、うつさないという予防策が徹底していた。また、業績目標として特養のベッド稼働率98%という目標に対しては97.2%で未達成であった。空きベッドを早めに埋められなかったことが原因である。事例のように各チームに2つ以上数値化された目標が設定されており、年間を通して取り組んでいる。

成果が出ている部分は施設の強みとして更に伸ばし、未達成の部分は、現状を把握し原因を分析した上で新たな対策を立案して実施するという具合である。成果が出ずに苦しい場面も多くあるが、チームのメンバーが合意して設定した目標であるため、失敗しても納得して次の改善に臨めるのである。

そして、施設長としての成果を期待されてい

ることの一つに人材確保や定着がある。4月には外国人技能労働者の導入を目的にベトナム日本語学校との関係性を構築した。早い段階で2名の採用を進めていきたいと願っている。そして人材定着のためには腰痛対策の一環として介護用ロボットHALを2月に導入した。勤続年数は8.6年で年々上昇しているので今後も職員の健康への配慮が課題となる。

目標管理や成果に着目した施設経営は、社会福祉法人のガバナンス強化を支える一つの道筋になるのではないかと思う。今後更に、社会福祉法人に連なる施設一つひとつが、自主的に経営基盤の強化を図り、提供するサービスの質の向上をめざすことで、社会の役割、期待に積極的に応えられる社会福祉法人に成長していきたいものである。



ベトナム日本人学校で授業の様子



介護用ロボットHALを利用した移乗介助

4 揺るがない施設の土台作り

福祉施設士会の継続研修の一環とれされている福祉QC活動は1989年より法人全体として導入され、以来28年間サービスの質の改善への取り組みを行ってきた。また、2005年には品質マネジメントの国際規格である「ISO9001:2000」の認証を取得し、利用者へのサービスの標準化や利用者満足の上への道筋を得ることができた。また、2016年には「ISO9001:2015」への更新を行った。途中迷いもあったが、国際的、客観的な評価によって社会の信頼を

得られること、目標管理によってリスク管理や改善に取り組めること等の良い点を考えると、12年間これを更新してきて良かったと思っている。

現在はISO品質マネジメントシステムと福祉QC活動の融合を試みている。ISO品質マネジメントシステムと福祉QC活動が一体となり、日々の仕事の中核に据えてスタッフ自らが主体的に考え、利用者満足度を向上させるべく、継続的改善に向けて行動できるような土台の強い施設作りをしていくのが施設長としての役割であると考えている。



ご家族を招いて、ランチ会（50名が来苑）



愛の泉大バザーは地域の一大行事となっている

地域における社会福祉施設の役割と公益的取り組み

本会が平成25年3月に定めた「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動」は、福祉施設士が利用者や社会等に向けて示すべき内容を整理したものである。

本特集では、その中から、「社会への姿勢」に着目し、「行動④ 公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める」について、施設長専門講座の修了生のレポートをもとに考える。

2つのレポートは、40期(2015年度)、39期(2014年度)の講座在籍時に執筆されたものである。現在、読み進めるとすれば、この間の社会福祉制度の変遷の状況を振り返ることとなるが、地域における社会福祉施設の役割や公益的な取り組みの意義や実践さらには福祉施設長としてもつべき視点等について提示するものである。

地域社会と当法人の役割と公益的取り組み

(秋田県)

社会福祉法人 県北報公会

吉野更生園 施設長 **大川 清彦** (障 - 40期、No.5473)
※2015年度・第40期 福祉施設長専門講座レポート撰集に掲載



1. はじめに

近年、地域社会や家族の様相が大きく変容した他、雇用環境や経済情勢の厳しさもあり、社会的孤立の問題や、虐待、低所得等の問題が多くなってきていると感じられる。「地域にお

ける公益的な取組」に関して、平成27年4月3日、社会福祉法等の一部を改正する法律案が国会に提出された。人口構造の高齢化、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様な事業主体の参入な

ど、社会福祉法人を取り巻く環境は、大きく変化している。今回の改正法案は社会福祉法人制度創立60年余を経過して初めての大改革となっている。

近年、社会福祉法人について、法人の運営のガバナンスの強化や税制優遇措置の見直しなどが論議されている。

福祉ニーズや福祉サービスの在り方が変化する中で、社会福祉法人制度の改革が必要である。

私が住んでいる旧鷹巣町は合併後、北秋田市となり平成27年度の人口が、35,100人となる小規模な街である。高齢化社会の進行地域であり、高齢化率が高いばかりでなく、核家族化、一人暮らしの高齢者、認知症高齢者の増加が進んでいるのが現状である。また雪国であり、除雪事業を利用した者の割合を述べると、一人暮らしの高齢者世帯が752世帯もあり、高齢者のみが201世帯、その他51世帯の利用実績が上げられている。地域包括支援センターの総合相談は、延べ629件の相談と、権利擁護に関する相談92件があった。また北秋田市医療関連センターの今後の計画として、地域医療や介護、福祉資源等の機能の充実や支援体制を包括的かつ継続的にできるように、医療・介護資源ガイドブックを作成し、関係機関へ配布する予定があると聞く。生活困窮者自立支援法がスタートした事により、生活に困っている方、将来の生活に不安がある方への相談センターも設置されている。

近隣市内には、障害者支援施設を運営している3つの社会福祉法人がある。市内の障害者数の中で、療育手帳保持者が「H27.3.31」付けで、身障(2,093人)、知的(347人)、精神(196人)と上げられている。当法人が地域の中で活動及び展開してきたことを述べたい。

2. 法人の概要

(1)法人創設

当法人は、児童養護施設「陽清学園」を母体とし昭和30年4月1日に創設された。創設者が身体を患し、生かされた「命」に感謝し、生涯1,000人の子ども達のお世話をしたいと、小さな集落の萱葺きの私邸と土地を寄贈したことから始まっている。まだ戦後社会の混乱と貧困が続く中、児童の健全な育成と保護の実現をめざして取り組み、同年8月22日付けで厚生大臣認可を得て、「社会福祉法人県北報公会」として正式に発足された。

その後は、要望に応えられるように整備拡大を図り、現在の大野岱吉野の一角を地域集落より敷地を頂き現在の骨組みが始まったと考えられる。

(2)法人の目的・事業

当法人は、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重することを最重要としている。そのサービスを総合的に提供されるよう創意工夫をし、利用者の尊厳を保護しつつ、心身ともに健やかに育成され、能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っている。

(I) 第一種社会福祉事業

- ①児童養護施設 陽清学園
- ②障害児入所施設 大野岱吉野学園
- ③障害者支援施設 吉野更生園
(施設入所支援・生活介護)
- ④障害者支援施設 大野岱吉野学園成人棟(施設入所支援・生活介護)

(II) 第二種社会福祉事業

- ①保育所 南鷹巣保育園
- ②子育て短期支援事業 陽清学園
- ③障害福祉サービス事業

- ④児童自立生活援助事業 ようせい
- ⑤一時預かり事業 南鷹巣保育園
- ⑥地域子育て支援拠点事業 南鷹巣保育園
- ⑦相談支援事業の経営

以上の事業を設置経営している。

(3)施設経営における創設者の想い

- ①施設規模は設置基準の最低ライン(定員30名)を固く維持し、現在に引き継がれている。
- ②管理化から脱却(規模が大きくなると利用者や生活の管理が優先してしまう危険)
- ③個別化の尊重(施設はともすれば集団論理に流されやすい。それぞれの個性と人格を大事にした支援の追求)
- ④職員は児童、利用者の手本たる存在であり、常に自らの学び、自己研鑽に努めるだけでなく、人を救う心を忘れず福祉従事者としての謙虚な姿勢。

(4)小集団生活の試行

昭和55年に、グループホームという制度は存在していなかったが、障害のある児童7名を職員宿舎の空き家に試行的に居住させ、そこから職場実習を行う先験的な実践を行っている。

(5)結びつける実践

吉野更生園が開設され、作業事業も成果がみられ、軽度の方の生活及び就労支援への住まいとして東北で初めての「福祉ホームよしの寮」が(定員10名)で開所された。現在、グループホーム「共同生活援助」を7ヶ所運営している。

当法人の収益を目的とした収益事業、吉野工場(木工場)を昭和48年10月に障害者職業訓練の場として、グループホームの方や、他事業所で経済的虐待者が住む所もなく当時引き取り、現在も働いている。

農事組合法人・吉野農場では、グループホームや一名近隣から通って、野菜、米、果樹、比内鶏飼育など仕事として、差別もなく、季節の物を郷内、市内、各事業所へ販売している(秋には、全国へきりたんぼを発送)。

児童養護施設では、平成19年4月に児童の退所後の18才からの就労までの支援や相談ができる「児童自立援助ホーム・ようせい」が開設され、定員6名で2年という短い入所期間での契約で、なかなか自立できず金銭の問題もありスムーズに送り出せない現状があるが、相談に応えながら進めている。

平成26年11月には、女子ホーム「清和寮」が開設され、地域の学校へ通っている。

吉野学園では、北秋田市指定管理事業「北



第33回郷まつりの様子



第33回郷まつり 模擬店の様子

秋田市障害生活支援センター「ささえ」を運営管理している。

3. 地域との取組み

当法人は利用者主体をモットーに、各種事業所を運営し、利用者へのサービス向上、個別対応や、時間外、制度外の支援のほか、地域住民とのつながりを大切に考え、これまでいろいろな事業活動を行ってきた。詳細は以下の通りである。

①ボーイスカウト・ガールスカウト活動

地域の青少年の健全育成活動を目的に行っており、法人内の敷地にキャンプ場があり、教育委員会の依頼で夏休みに旧鷹巣町の小学校6校よりリーダーキャンプの奉仕活動を行ってきた。また、BS県連の依頼で全国からの研修の場としてスタッフや研修の方が活用している。

②「吉野子どもの村まつり」

地域とのつながりの一環としての大イベントが、昭和56年、「国際障害者年」よりノーマライゼーションの理念から「生かされ 生きよう 地域と共に」のテーマで開かれている。吉野郷の開放により地域の人達に、少しでも知っていただくイベント行事である。

今年で31回目の開催で、法人内の広場を活

用し、地域のボランティア、高校生、演奏クラブ、関係機関、保護者会等の協力を得ながら行っている行事で、今年約2,000の方が訪れている。アンケートに対しても次年度の開催のヒントもあった。

③ゲートボール交流

昭和57年に日本ゲートボール協会の研修に私が参加することがあり、それから、吉野更生園の行事の中で、地域の老人会との交流を目的として進め、その後は、理事長杯として郷まつりに旧鷹巣町老人会と交流活動を行っていた。

④在宅障害児への治療

吉野学園が、治療棟を増築し、在宅障害児へ医療支援機能の提供を昭和55年より園内治療活動として実施し、職員も理論・技法(感覚統合)を習得をし、発達を促す実践を行っている



秋田労46団 カブスカウトの様子



地域福祉委員会 火祭りの様子①



地域福祉委員会 火祭りの様子②

る。昭和56年より外来医療相談と医療支援を4名のスタッフで実施し、無料で行われていた。平成13年より国の事業である「障害児(者)地域医療支援事業」から「相談支援事業」が始まるまでの18年まで続けられていた。

⑤防災協力

郷の防災管理体制の役割の中で、地域集落の消防団長と法人との協力関係を結んでいる。防災の日には、郷内を消防車で回ったり、合同避難訓練時の協力もある。

北秋田市とは災害発生時の避難所として、支援プランを結んでいる。今年、県社協主催の災害ボランティアコーディネーター養成研修へ法人から1名研修を受けている。

⑥老人福祉センター

地域老人の方々の憩いの家として、善意で建られ、各老人会の人達が会合等に活用している。

⑦地域福祉委員会

法人内にある委員会で、年間計画を立案し、北秋田市社会福祉協議会と連絡を取りながら、地域の一人暮らしの方へ活動を行っている。

委員会は、各施設より委員構成され地域ニーズに沿って企画され、7月(さくらんぼ狩りで青森県へ)、10月(赤い羽根募金)、11月(友愛訪問・老人宅へ)、1月(いきいきサロン新年会)、2月(奉仕活動除雪・集落の葛黒火祭り)、会員研修会等、年間プログラムに沿って活動している。

⑧地域貢献活動

平成21年度から法務省秋田保護観察所と地域貢献活動計画を吉野更生園で実施し、活動場所や内容等を連絡を取り行っている、活動は、6月～11月の月1度の活動である。参加者

は、地域の保護司・更生保護員と調整役の専門家・保護監察官など約8名で実施している。

今年度から私が担当となり、6月10日に1回目が開かれ、6名の参加者。2回目(7月21日)は吉野農場において炎天下でじゃがいも掘りの手伝い。8月は、吉野更生園の夏祭り(屋台村)の手伝い。9月は吉野農場にて種まきの手伝いをしている。

4. 法人の資源

近隣地域との相互的に支え合いが大切だととらえている。このような時に地域福祉の視点から当法人でのサービス「資源」の活用を述べていきたい。

①各種事業

当法人内の障害者支援施設がもっている、生活介護事業、入所事業、日中一時支援、短期入所、秋田県障害児療育事業や、7つのグループホームがあり、そこで生活介護の活用がある。6月に北秋田市社協より依頼があり、貧困夫婦の女性の方を短期入所している。

②医療及び通院

医療面では、北秋田市民病院「総合科」へは約15分弱であり、また、嘱託医院である「精神科」今村クリニックは市内約20分弱の所にある。当法人は、看護師3名と通院担当者2名、リフト車1台、車6台、大型バス2台と充実し、病院へ通院対応も可能である。入所者に限らず、在宅サービス利用者、家族が通院の介助ができない場合等で、法人事業所への相談があれば、代行も可能である。しかし、現在総合病院では、医師不足問題があり、待ち時間が長すぎ大変困っている。高齢者が多い農村集落で進展が見えないが、市内の6つの個人病院と旧町にあった病院が補っている。精神科病

院が2つあり、法人と契約している医師が、訪問健診を行っている。

③北秋田市障害者生活支援センター(ささえ)

障害者福祉サービスの利用援助や相談支援等を行うための拠点施設として設置された。以前より地域で生活されている障害者本人、家族が悲願されていた居場所としての機能を取り入れた支援センターが、平成19年4月2日より業務開始する。センターでは主に相談支援事業を実施し、障害者やその家族等からの相談に応じて必要な情報や、日常生活に必要な援助を行うことで、障害者本人の自立と社会参加を促進する事を目的としている。

ささえは、

- ①福祉サービスの利用援助は、介護相談や、ホームヘルプ等の福祉サービス情報援助や利用に関する助言、障害者年金や障害各種手当などの援助、申請の支援を行う。
- ②福祉資源を活用し、自立に向けた支援は、福祉機器等の専門家による利用助言や指導、住宅に関する相談、買物やイベント等の生活情報の提供、身だしなみ、健康管理、家事の指導・助言、パソコン教室や陶芸教室など趣味や社会参加活動に関する支援を行える。
- ③権利擁護に関する支援は、権利擁護事業や成年後見制度の利用に関する支援を行える。
- ④ボランティア活動支援は、ボランティア情報の提供やボランティア活動を支援できる。
- ⑤その他、ピアカウンセリング、学習会の開催、地域との交流、障害者等の活動の場として利用できる。
- ⑥北秋田市障害者自立協議会事務局があり、活用できる。
- ⑦虐待防止センター「市担当者との支援」が

あり、活用できる。

その他、お子さんの発達不安を感じたら、健康推進課「保健センター」、もろびこども園「児童デイサービス」、吉野学園「秋田県障害児童医療支援事業」、秋田県北児童相談所などが近隣にあり活用できる。

また、学校・保育でも特別な支援が必要な場合には、教育委員会、法人内にある比内支援学校たかのす校がある。さらに、暮らす、働く、施設、活動センターとして近隣に10の障害者施設や就労継続支援B型・A型・居宅介護、地域福祉センター等があり地域ネットワークが構築されている。

児童養護では、年間を通して小・中学校との連絡会や北児童相談所とも定期的に行われ児童の成長をお互いに共有している。自立援助ホーム「ようせい」も児童自立生活支援の観点から、相談その他、日常生活上の援助ができる。また子育て電話相談「ようせい」も行っているので相談ができる。

当法人では品質マネジメントの国際規格であるISO9001:2000の認証(平成14年1月24日付)を受けて、今年で14年目を迎える。当法人の福祉サービスマネジメントシステムもこれまで、5回の再認証審査(3年1回)、認証維持審査9回(1年1回)を受け、国際規格運用能力の実証を受けてきた。それにともない、ISO委員会、ISO事務局会議がシステムの見直し、プロセスの洗い直し、業務の無理、無駄の排除にあたってきた。また外部の第三者審査機関が当法人のシステムサービスを国際規格に適合承認している。利用者のための良いサービス提供となっている。

日中一時支援、短期入所の現状では、社協の相談員や家族の方との関わりを大切に展開している。初の試みとして家庭訪問や社協のサービス会議に参加し、保護者の方は勿論、良い

連携があり、共通理解のもとでサービスの提供ができる。

福祉QCを取り入れ各施設にQCサークル活動があり、法人内での発表会、県大会、全国大会と業務改善活動を行っている。以上の資源があり、お悩み相談があれば、一緒に解決の道を探れると考えられる。法人では、働く場所、相談を受ける場所がある。働く場として、吉野農場は、約13,500㎡の広大な畑や木工場、保育園での園児や就労(パート・バス運転)など活用場所がある。

5. これからの課題

地域社会で支援を求めている方に法人や市社協、地域、学校、保育園などが気づき、支え合う体制作りが大切だと思う。高齢者福祉や障害者福祉分野は整備されてきたが、地域には公的サービスが提供されていない問題も見られる。少子高齢化が進む中で、地域医療の問題、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題、社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得の問題、地域の中で安心、安全で暮らせるための共助の確立、ネットワークで受け止め、日常的様子の変化に気づき、お互いの顔の見える環境づくりが必要である。また、情報の共有、低所得者への経済的支援、

「生活福祉資金貸付制度」の活用状況の地域差や制度のPR不足の問題もある。住民が地域福祉活動を支援する事業として、活用出来る様にすべきである。

社会福祉法の変革の中で、透明性がきちんとされていないといけないが、将来のために、これから何が出来るのか、何を地域とともに歩み、施設として地域包括ケアをどう進めて行くか、地域に、どう確立できるかが大きな課題に思う。また、年間の総事業費を上回る金融資産を有するような過大な内部留保及び蓄財を法人が有してはいけないと思う。

6. 終わりに

今日の状況や変化を見定めながら、当法人が60年間培ってきた地域貢献の実践を、これから地域福祉・地域事業に積極的に果たしていきたい。そのためにも地域の評価・信頼感・安心感が重要なポイントと思う。昨年法人の事業所で3回目となる「天皇陛下御下賜金」を受けている。

法人の公益性については営利を目的とせず社会の役割と思い、そのためにも私を始め、法人職員が力を合せ地域の方々と話し合い考察していきたいと思う。

わが法人の歩むべき道

(鹿児島県)

社会福祉法人 諏訪福祉会

川内すわこども園 副園長 **帯田 英児** (保-39期、No.5364)

※2014年度・第39期 福祉施設長専門講座レポート撰集に掲載



1. はじめに

現在(2014年度)の社会福祉法人をめぐる諸状況の変化をみると、政権交代以前から「規制改革実施計画」や「日本再興戦略」の策定、あるいは「社会保障制度改革国民会議」での検討を通して、社会福祉法人の在り方についてもさまざまな議論がされてきた。この「社会保障制度改革国民会議」の報告書には、社会福祉法人制度の見直しについて書かれており、社会福祉法人がもっと社会に対して力を発揮すべきとの内容も書かれている。また、厚生労働省に設置されている「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」では、社会福祉法人制度に関する様々な指摘を受け、社会福祉法人の今後に向けた在り方に関する検討を行い、平成26年7月4日にその報告書である「社会福祉法人制度の在り方について」が取りまとめられた。この報告書の中身をみて、社会福祉法人が置かれている厳しい現実問題に直面することになったのだが、それと同時に今後われわれ社会福祉法人が地域社会に対し、どのような社会貢献活動をしていけばいいか、今後の法人・施設運営について考える大きなきっかけとなった。

日本では1990年代から現在に至るまで社会福祉が質・量・システムともに大きく飛躍した時

代といえる。市町村への様々な権限移譲、福祉人材確保の取り組み、国民の福祉活動への参加の促進、各福祉分野の国レベルでの指標策定と地方自治体における福祉計画の策定の推進、戦後社会福祉制度の根幹となってきた措置制度の転換、利用者権利意識の醸成、介護保険制度の実施、規制緩和による多様で自由な供給主体の参入促進等、そしてこれまで大きな改革がされてこなかった「保育・子育て支援」の分野もいよいよ大きな変革の時期を迎えた。

本レポートでは、社会福祉法人立の保育所(認定こども園)が、今後地域社会からより一層の信頼を得るために、この報告書の内容をしっかりと踏まえつつ、現在議論の中心にある、「地域における公益的な活動」や「法人全体の体制強化」、「法人運営の透明性の確保」等の観点から自法人・施設の進むべき方向性について考察してみる。

2. 法人・施設の概要と現状

当法人の属する鹿児島県薩摩川内市は人口96,000人、薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市といちき串木野市、北は阿久根市に隣接する本土区域と、上甕島、中甕島、下甕島で構成される甕島区域で構成されている。

昭和56年、当法人は社会福祉法人認可を受け、薩摩川内市樋脇地域の児童福祉に寄与すべく保育所運営をスタートさせた。同地区は典型的な農業地区だが、この頃からいわゆる農家の兼業化が進み、家庭における保育のニーズは非常に多様化していた。平成13年には同市ではじめて地域子育て支援センターを創設し、園に通っている子どもや保護者のみならず、地域の子育て支援の拠点施設となるべく様々な活動を行っている。現在、幼保連携型認定こども園1施設(定員170名)、認可保育所1施設(定員70名)で、通常の保育事業に加え、地域子ども子育て支援事業として延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て拠点事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業等地域の保育ニーズに即した事業展開を行っている。

【法人の基本理念】

- ①地域社会への貢献
- ②児童の健全育成・育児支援
- ③人材育成専門性の向上

この3つの理念を柱とし、子どもの成長にとって最善の環境を提供すべく、法人全職員81名で保育を行っている。今後は社会福祉法人として地域貢献活動に積極的に取り組み、「保育」という枠組みを超えた地域社会への公益的取り組みを行っていかねばならないと考えている。

3. 社会福祉法人制度の現状

ではここからは、「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」の報告書、「社会福祉法人制度の在り方について」の内容を今一度確認してみる。

(1)社会福祉法人について

まず、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として「社会福祉法」の定めるところにより設立される法人である。社会福祉事業は利用者への影響を勘案して第1種社会福祉事

業と第2種社会福祉事業に分類される。このうち、第1種社会福祉事業に該当する事業の多くは、サービスを必要とする人々が入所することによって利用するもの(=入所施設サービス)であり、利用者保護の必要性が高いためその経営主体は、原則として国、地方公共団体又は社会福祉法人に限られている。また、万が一経営が適正に行われない場合は非常に重大な人権侵害が起こることから、サービス利用者の安心かつ安定した生活を守るため、法人経営に対するさまざまな要件(ルール)が設けられている。

(2)社会福祉法人の特徴

先に記述したように、社会福祉法人には、実施する社会福祉事業に関するものとは別に、法人制度創設の趣旨を踏まえ法人組織等に関する要件(ルール)が設けられている。残余財産の帰属、資金の用途制限、行政監査、監督等がそれにあたるが、その一方で多様な福祉ニーズに対応するための助成(支援)策が講じられている。施設・設備整備補助金や民間施設給与等改善費、税制上の措置や退職手当救済制度がそれにあたる。施設・設備整備補助金や民間施設給与等改善費は大幅に減少したものの、税制上の措置は他の法人と比べても充実したものとなっている。この「非課税団体」である以上、社会的規制が厳しいのは当然であるといえる。このことについてわれわれ社会福祉法人はしっかりと理解し、意識することが必要であると考え。「税金がかかっていない」という事実に対し、社会福祉法人関係者は株式会社等民間の企業人とは異なる意識で向き合っていかなければならない。

(3)最近の社会福祉法人に対する主な指摘

(いわゆる内部留保に関する指摘)

平成23年7月に社会福祉法人が黒字のため

込んでいるという報道がされ、同年12月の社会保障審議会介護給付分科会においては、特別養護老人ホーム1施設当たり平均約3.1億円の内部留保があることが報道された。これを受けて、平成24年7月には財務省予算執行調査、平成25年10月には会計検査院による検査が行われた。

(規制改革会議における議論)

社会福祉法人が補助金や税制優遇を受けていながら財務諸表の公表がされていないことが指摘され、規制改革実施計画において、

- ・平成24年度分の財務諸表の公表指導と状況調査
- ・平成25年度分以降の財務諸表について、全ての社会福祉法人における公表が提言された。

(社会保障制度改革国民会議等の提言)

- ・日本再興戦略では、規制改革会議の答申等を受け、社会福祉法人の財務諸表の公表推進、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築を実施すべきとされている。

また、報告書では医療法人・社会福祉法人について非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正や、地域への貢献の必要性、社会福祉法人の規模拡大やさらなる地域への貢献が求められている。

4. 当法人における現状と課題

(1)地域ニーズへの対応

これまで当法人においては昭和56年の保育所設置認可を受けてから、地域の保育ニーズ

に柔軟に対応し様々な事業展開を行っている。通常保育の定員も平成20年度には2園合わせて160名だったが、平成27年～28年度2か年計画で施設整備を行い、平成29年度は2園合わせて240名、現員で280名となった。しかし、まだまだ待機児童問題は解消されず本園における入所希望者は後を絶たない状況にある。待機児童問題はもはや市町村だけの問題ではなく、受け入れる側の施設も待機児童解消のためにこちらから積極的に県や市町村に働きかけていかなければならないと考えている。また、通常の保育事業に加え、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て拠点事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業等を行い地域に潜在する保育ニーズに積極的に対応し、地域の要請にも応えてきた。しかし、これらはいわゆる「保育」という制度で定められた社会福祉事業であり、「保育」という制度の枠組みを超えて、地域にあるさまざまな福祉課題に法人自らが積極的に取り組んできたかといえそうではない。これからは制度で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献活動を先駆的、開拓的に行っていかなければならない。そうすることにより、利用者や地域住民から十分な評価を得ることができ、社会福祉法人の役割や存在意義が広く認識されると思う。

(2)財務状況の透明さ

先にも述べたように社会福祉法人は公益法人であり様々な税制上の優遇措置を受けている。この「非課税団体」である以上、社会的規制が厳しいことを社会福祉法人関係者はしっかりと理解することが必要であると考え。当法人では平成20年度からそれぞれの事業所単位で、年度別事業計画、当初予算から事業報告、財務諸表(資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表)や財産目録、自己評価の結

果等をホームページ上で公開している。また事業所単位で情報開示ファイルとしてそれぞれファインリングし、利用者や地域の方々がいずれも事業内容や財務状況を閲覧できるようにしている。しかし、当法人と同地区の社会福祉法人をみてもまだ半数以上がホームページすら持っていない状況にあり、さらに財務諸表の公開に限ってみれば、当然ながらそれ以上に少なくなる。こうした点からも地域に根ざしていないと思われるのは必然的である。昨年度から社会福祉法人現況報告書については大幅な変更がみられると思うが、法人自ら積極的に情報を公開する意識を持つことが重要であると考え。

(3)法人のガバナンス

現在当法人の組織は、評議員7名、理事6名及び監事2名から成り立っている。法人の財務管理に関しては内部牽制を強化し、二重チェックを行う仕組みにしたり、管理者を分化するなどしているがまだまだ十分ではない。公認会計士や税理士等の外部監査を含めて法人としてのガバナンスが確保される体制にしていく必要がある。

(4)内部留保

社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、これを社会福祉事業への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無為に積み上げているという批判がある。当法人にももちろん人件費積立金と保育所設備整備積立金として内部留保があるが、それは無為の積立ではなく、積立の目標や積立額について示し目的を持った積立金であることを説明できるようにしている。当面はもう一つの保育所の園舎建て替えのための費用として積立を行っているが、いわゆる内部留保をめぐる議論は、社会福祉法人が自らの経営努

力や様々な優遇措置によって得た原資をもとに社会福祉事業を充実させたり、社会または地域に福祉サービスとして様々なアイデアを出し地域還元していく必要があると考える。

(5)他の経営主体との公平性(イコールフットイング)

イコールフットイングについては平成25年10月以降の規制改革会議において取り上げられ、多様な経営主体が参入する介護・保育事業等における社会福祉法人と株式会社等との役割をめぐる様々な議論が行われている。当法人の所属する地区にはまだ株式会社立等営利法人の保育所はないが、今後新制度移行を機に企業主導型保育所や株式会社等他の法人が参入してくることも多いに考えられる。社会福祉法人が株式会社等他の経営主体と異なる役割を有していることを地域住民にしっかりとアピールしていくためにも、地域ニーズへの対応をしっかりと行っていくことが求められている。

5. 当法人におけるこれからの方向性

それではここからは上記の現状と課題を踏まえ、当法人・施設がこれから進むべき方向性について考察してみる。

(1)地域における公益的な活動の推進

平成27年度から全ての社会福祉法人に、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人の役割として、社会貢献活動の義務化を内容とする規制改革実施計画が閣議決定されている。ここでは今後当法人・施設で事業展開が可能であると思われる公益的な活動について平成29年度から当法人・施設で実施可能なものを2事案考えてみる。

その際以下のことを留意することとする。

- ・地域性を考慮すること
- ・地域住民の理解が得られるもの

- ・新制度におけるニーズ調査の結果を踏まえること
- ・すでに当法人・施設で行っている活動は除く
- ・事業の報酬・運営費の剰余金の活用で継続可能なもの

①地域のマンパワーを生かした『子育て応援団』事業

・活動の趣旨

核家族化の問題や地域社会の希薄化など、子育てしにくい社会といわれる現代には様々な問題がある。認定こども園や保育所にある資源や環境を最大限に生かし、積極的に地域の子育てニーズを把握していかなければならない。そのためには、地域に住んでいる方々の生の声を聞くことが最も有効であると考え。地域には小中学生、高校生、大学生などの学生ボランティア、また高齢者クラブや婦人会、民生委員等の子育て経験豊富な人的資源が多く存在する。そういった方々に『地域子育て応援団』として園に登録してもらい、様々な形で子育てを側面からサポートして頂くことにより、地域交流の少ない子どもたちにとっても世代間を超えた様々な交流ができると考える。

・実施内容

社会福祉協議会内のボランティアセンター、薩摩川内市役所、近隣の小、中、高等学校、近隣の大学に声をかけ「子育て応援団」として登録してもらう。そこにあがってきた情報から地域子育て支援センターに繋がるように訪問を行ったり、市の子育て支援センターのポスターやリーフレットを配ったりし支援に繋げる。

・主な財源及び人員等

職種：主幹保育教諭・社会福祉士・支援センター職員2名等／財源：運営費剰余金

②保育士の専門性を生かした地域貢献活動について

・活動の趣旨

認定こども園や保育所において、保育士・保育教諭の専門性を生かした保育所ならではの取り組みができないか検討していく。保育士の専門性とは、子どもの発達援助に関わる知識・技術、子どもの生活力を助ける生活援助の知識・技術、保育の環境を構成していく技術、子どもの遊びを豊かに展開していく技術、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら援助していく関係構築の知識・技術、保護者等への相談・援助に関する知識・技術などがあげられるが、そういった専門性を園の中だけに留めるのではなく、高齢者施設、高齢者クラブ、障害者施設等、外部にも働きかけることによって自身のモチベーション・スキルアップにも繋がるのではないかと思う。

・実施内容

法人独自で地域貢献部門を設置する。そこでは現在行っている高齢者クラブや高齢者施設との交流をさらに深めるために、定期的に職員がクラブや施設に出向いて、様々な取り組みを行う(絵本の読み聞かせやふれあい遊び等)。他の機関と連携協同することが必須のため、関係機関とネットワークを構築し、様々な課題を共に解決していくことを目的とする。

・主な財源及び人員等

職種：主幹保育教諭・社会福祉士・保育士・栄養士等／財源：運営費剰余金

(2)法人の組織体制強化について

(業務執行体制の意識強化)

当法人では業務執行体制確立のための取組の一つとして、業務執行に携わる理事の法人運営に対する意識向上のため、法人独自で理事・監事研修の取り組みを行っている。その内

容は県内外で地域に特化した取組を行う法人・施設へ出向き、そこで意見交換や情報交換を行うというものである。法人本部の組織運営に直に携わっている理事及び監事の意識や認識の向上のために今後はさらにこれを発展させ継続していかなければならない。

(3)法人の大規模化について

社会福祉法人の大規模化によって、地域の福祉ニーズに柔軟に対応できること、法人内の資金の融通、効果的な人員配置や職員キャリアパスの形成等、様々なメリットが考えられる。現在当法人は1法人2施設だが今後は更に法人の規模拡大を図っていかなければならないと考える。当面は保育所の新設もしくは小規模保育事業等を新たに取り組んでいくことにより法人規模もさらに拡大できる。また、社会福祉法人のホールディングス化や連合等による共同事業の展開、人材の相互連携等がいられているが、この点についても注視していかなければならない。

(4)法人運営の透明性の確保

現行の保育所保育指針にもしっかりと明記されているように、保育所の社会的責任である説明責任の対象は利用者やその家族に限定されるものではなく地域社会に対しての説明責任も及ぶと考えている。現在行っている事業内容や財務状況の情報公開に加えて、今後は法人、施設が行う公益的取組についてもしっかりと公表していく。また、保育所の役割や当法人・施設の保育の内容についても地域社会に対してしっかりとアピールしていきたい。

(5)法人の監督の見直し

まず法人の監査を2つの側面で捉えていく必要がある。一つ目は法人の運営状況に係る監

査として第三者評価受審が考えられるが、保育の質の向上のために当法人・施設でも早急に受審すべきだと考え、現在当保育所に設置している「保育の質の向上委員会」で準備をすすめている。平成30年度には受審ができるように今後も継続して準備を進めていきたい。2つ目は財務に係る監査として公認会計士もしくは監査法人による監査が考えられるが、適正な会計処理、適時・正確な会計帳簿作成のために外部の専門家を積極的に活用していかなければならないと考えている。

6. まとめ

本レポートを作成にするにあたり、あらためて社会福祉法人とはどのような法人か見直す大きなきっかけとなった。冒頭でも書いたが、現在社会福祉法人には社会から様々な厳しい意見がある。今後はより厳しい意見が寄せられることも考えられる。社会福祉法人の経営者は、「社会は社会福祉法人をどのようにみているのか」、「社会は社会福祉法人にどのような期待をよせているのか」、「今、社会福祉法人にはどのような姿勢や取り組みが必要なのか」といった点をあらためて認識し、社会福祉法人は地域社会にとって本当に必要な組織だと認められる存在にならなくてはいけない。そのために、いまこそわれわれ全ての社会福祉法人がその原点に立ち返った取り組みを強化し、社会全体に向けてしっかりとアピールしていくことが不可欠であると考え

る。これからの人口減少や国の借金問題を考えると、都市部はまだしも地方はさらに人口が減り地域が脆弱するだけでなく破たんすることも考えられる。今後はわれわれ社会福祉法人が県や市町村等地域行政に対して「今ここにある危機」について積極的に問いかけ、社会福祉法人・福祉施設や社会福祉協議会、民生委員・児

童委員をはじめとした社会福祉関係者がともに連携協働し、『地域づくり』のまさに推進役としての役割を果たしていきたいと考えている。

参考文献

- 社会福祉法人の在り方に関する検討会(2014)『社会福祉法人制度の在り方について』厚生労働省
- 第4回社会福祉法人の在り方に関する検討会資料(2013)『社会福祉法人の大規模化・共同化等について』厚生労働省
- 社会福祉法人実務研究会(2008)『社会福祉法人・施設の経営実務』第一法規出版
- 全国社会福祉法人経営者協議会ホームページ: 地域から信頼される社会福祉法人となるために、<http://www.keieikyo.gr.jp/data/panf2.pdf>、平成26年8月20日アクセス
- 武居敏(2014)『社会福祉施設経営管理論2014』全国社会福祉協議会中央福祉学院
- 前田正子(2014)『みんなでつくる子ども・子育て支援新制度』ミネルヴァ書房
- 薩摩川内市ホームページ: 市の概要
<http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1096521623625/index.html>、平成26年8月20日アクセス
- 薩摩川内市(2014)「子ども・子育て支援に関するニーズ調査-就学前児童保護者-」



去る5月22日(月)～23日(火)の2日間、本会では、「福祉QC」入門講座を開催した。この講座は、福祉施設における組織的な業務改善や問題解決のためのツールである「福祉QC」活動の基礎を学ぶ入門用の講座として定着しており、今回で22回目を迎える。

今回は、講座の導入部分で行われた講義「「福祉QC」活動とは?」について、概要を報告しながら、新たに「福祉QC」に取り組もうとしている皆様に対し、その内容を紹介したい。

平成29年度 第22回「福祉QC」入門講座 導入講義「「福祉QC」活動とは?」から

日本福祉施設士会「福祉QC」全国推進委員会

「福祉QC」が誕生したのは1989年。なぜ、「福祉QC」活動を推進することになったかという、社会福祉に対する関心の高まりや福祉ニーズの多様化など、在宅サービスの推進が唱えられ、従来の福祉施設の経営感覚や手法のみでは対応しきれない環境になったからです。

こうした中、福祉サービス分野の経営改善の手法として導入されたのが「福祉QC」活動で

す。もともと製造業で取り入れられた活動ですが、相乗的な経営改善が期待できるということで着目され、新しい時代に即応できる福祉施設づくりのための一つの管理手法として誕生しました。

「福祉QC」活動を行う意味とは

それでは、何を狙って「福祉QC」活動をする

のかと言うと、一つ目は、優れた専門性に裏付けられた福祉サービスの提供であり、福祉サービスの質の向上にあります。次に、職員の人間性を尊重した明るく活気に満ちた職場づくりです。職員個々の能力を発揮して無限の可能性を引き出すツールとして「福祉QC」活動があることを理解してください。

二つ目は、「福祉QC」活動に取り組むことで「3つのため」を同時に達成することです。まず、自分の成長のため。自分自身の成長や能力を発揮できる、自己啓発、そして自己管理ができる自分の成長のため。次は、職場のためです。小集団で問題解決を行なうことによって、働きがいのある職場、職場の活性化、チームワーク、お互いの信頼関係が生まれます。本当に職員たちのチームワークが良くなければ、いい仕事はできません。そして、施設のためです。私たちは、法人というグループに属しています。この法人や施設のために質の高いサービスを提供していかなければなりません。そして、法人や施設の理念達成のために貢献できる職員でなければいけません。

では、何のためにこの3つのためをやるのでしょうか。私たちがやっている仕事の目的は、利用者の幸福の追求だったり、やりがいづくりだったり、やる気づくりだったりです。そのためには、良質なサービスを提供していく必要があります。この「3つのため」に取り組むゴールは、利用者



のため、地域福祉のため、地域住民の皆さんのお困り事に応えていくため、そういう職員でなければならないというところで、そのことを分っていただきたいと思います。

具体的な「福祉QC」活動について

それでは、具体的な話に戻しましょう。皆さんの職場でこんなことはありませんか。「整理整頓されていない」、整理整頓されていなければ仕事は前に進みにくい。ましてや業務の効率化はほど遠いです。「決められたことが守られていない」、「意思の疎通が図れてない」、これらも論外です。

では次に、何のために改善活動を行なうのかということです。職場、個人の不具合(問題)が発生しました。不具合はなぜ繰り返されるのか、何がだめなのか。そのような不具合を繰り返さないために業務改善を行います。改善は、職員が常に「これでいいのか?」という疑問をもって、何が欠けているのかと、自分を顧みて振り返ることが大切です。また、これから「福祉QC」活動を実施するにあたっては、全部自分の責任、自責でものを考えることを基本にしてください。このように、何が欠けているのかと自省をして、職場のチーム、小集団で、利用者本位で改善を考えます。「福祉QC」活動は、現場第一主義の主体的な改善活動なのです。上司や施設長から言われてやるのではなくて、チーム一丸で改



善しようという想いがないとなかなかいい改善活動はできません。そして「福祉QC」活動は、利用者満足を向上させることにつながり、結果として自分自身の成長や業務の質のレベルの向上が図られ、生きがいのある明るい施設づくりに結びつくということです。

では、なぜ生きがいのある明るい職場になるのかということについては、利用者のためにやる気をもった個人と、職員たちが「福祉QC」サークルを結成し、サークル内での役割分担を行って活動を行うことによって、人間尊重の職場、施設の体質改善、発展につながっていくからで

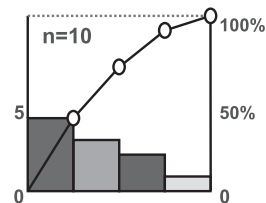
す。課題を克服することによって、自分が成長した喜びや周りから認められた喜び、課題克服を達成した喜びを感じます。こうした3つの喜びを得ることが、仕事へのモチベーションとやりがいを引き出し、施設長に言われたからやるといったトップダウン型から職員が課題を見出し解決につなげるボトムアップ方への転換につながります。「福祉QC」活動は、職員の自己実現や職場のサービスの質の向上等、無限の可能性を引き出すのです。

「QC的なものの見方、考え方」

●重点指向

問題の重点をハッキリさせ、解決の的を絞るのに有効な手法

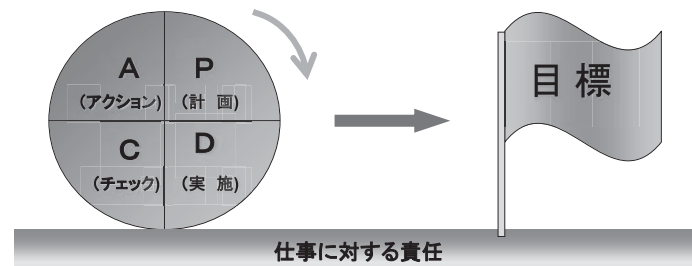
色々な問題点を層別し、それを問題点の大きい順に棒グラフと、大きい順に足していった累積数を表し、全体に対する比率を折れ線グラフに示したもの



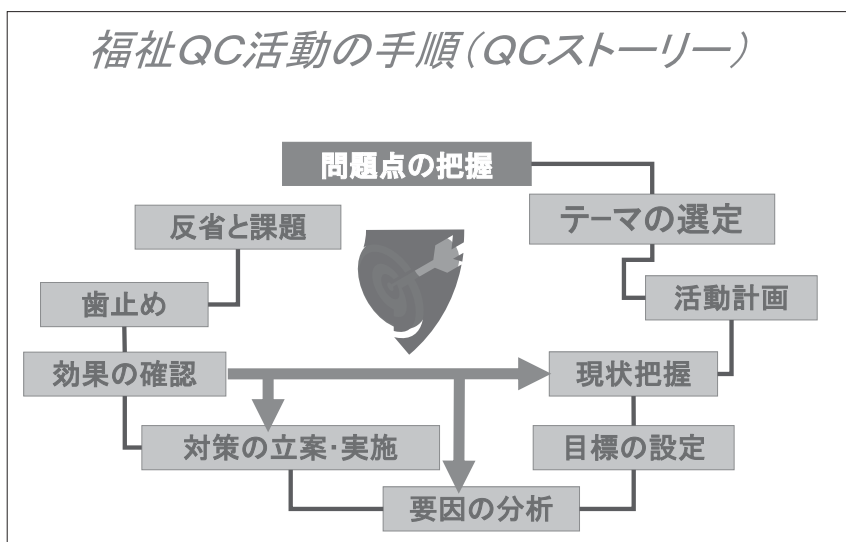
「QC的なものの見方、考え方」

●PDCAの管理サイクルを徹底して回す。

目標を達成するための効果的、かつ基本的な手順
(PDCAを繰り返しながら仕事をすすめる)



福祉QC活動の手順(QCストーリー)

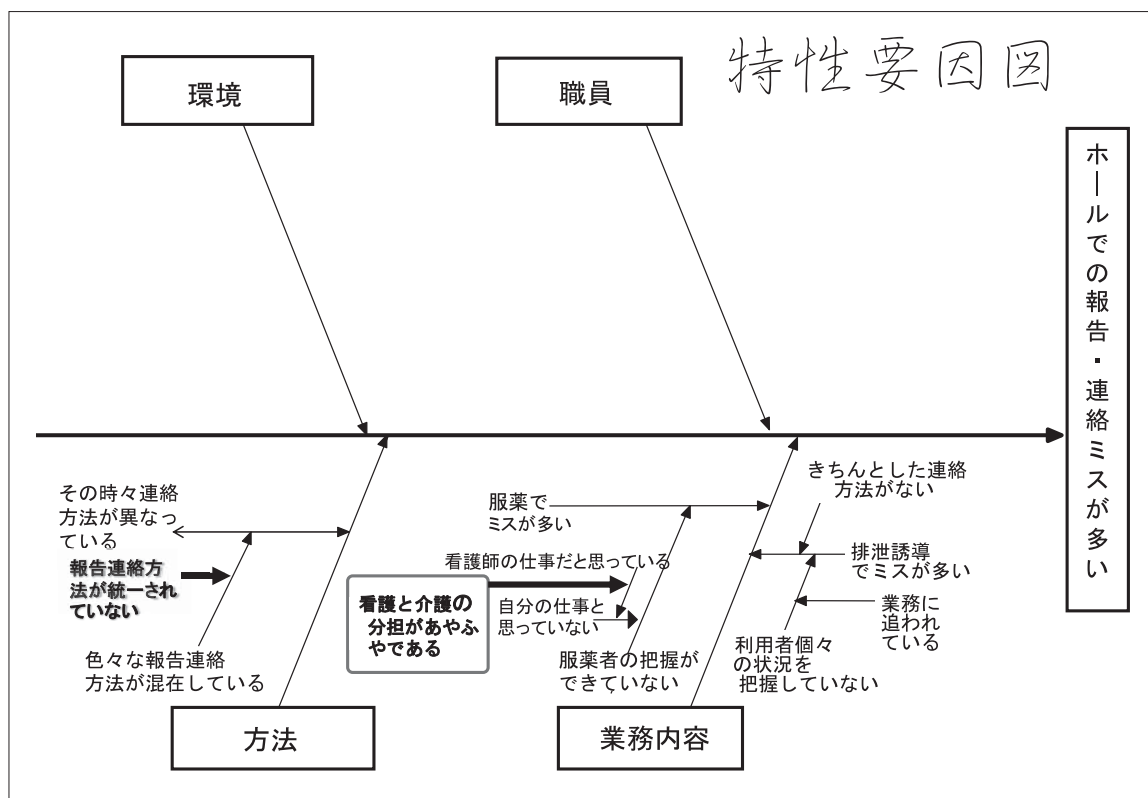


「福祉QC」(改善)活動の特徴

「福祉QC」(改善)活動の特徴は、まず、QC的なものの見方、考え方を福祉実践に応用した活動であると言えます。そして、法人・施設あがりの全員参加の改善活動・管理活動でもあります(みんなで考え、みんなで発言し、みんなで行動します)。そして、職場の職員小集団による自主的な活動です(みんなの知

恵と創造性で不具合を解決する)。QC的問題解決法である「QCストーリー」に則り、QC手法の分析手段などを活用した活動です。

では、QC的なものの見方、考え方とは何でしょうか。まず第一に「利用者本位のサービス」とは何かという観点で考えることです。そして、そういうニーズを会話の中や施設内での観察によって逃さずにつかんでみる。そして、利用者に満



足していただけるケアにつなげる、品質保証ということです。

次に事実による管理をすることです。ファクトコントロールと言います。これは、KKDの追放ということです。KKDとは、経験・勘・度胸のことで、これらに頼らず、事実をよく観てデータで物を言うということです。

次に、悪さ加減を出し切ること。これは、「職場の5大使命」に照らして悪い点を見つけることです。例えば、①質(転倒骨折事故が発生した。クレームが多い。忘れ物が多い。連絡ミスが多い)。②コスト(物品コストが増大している。残業が予定より多い。光熱費が急増している)。③納期(利用者の送迎時間が守られていない。食事時間が30分遅れた。食数に間違いが多い)。④安全(車両の接触事故が発生した。施設内に不衛生な個所や危険なところが多い)。⑤モラル(職場のルールが守られていない。報告・連絡・相談ができていない)に照らして悪い点を見つけます。

次に、問題の重点を絞る重点指向をします。問題の重点をハッキリさせ、解決の的を絞っていくようにします。

次に、目標を達成するために効果的、かつ基本的な手順である、PDCAの管理サイクルを徹底して回します。P=プラン(計画)、D=ドゥー(実施)、C=チェック、A=アクション、このようにPDCAを繰り返しながら仕事を進めます。一般的に目標を持たない人には、問題が見えないものです。ですから、目標無き者に計画なし、計画無き者に実行なし、実行無き者に成功なしということになります。

次に、ばらつきに注目します。業務についても、いつも同じように仕事をしているつもりでも、良い時と悪い時がある点に注目します。そこで原因を業務プロセスを構成している4つの要素に

ヒントを得ながら見つけてみます。4M。人(Man)、方法(Method)、機械(Machine)、材料(Material)。また逆に、業務を実施した結果から問題の原因を探ることも行ってみます。

次に、繰り返しますが、自責で問題を追及することが重要です。これは問題が生じた場合、当事者意識を持って当たるといことです。

次に、原因追及を徹底します。なぜ、なぜを繰り返し、真の原因をつかまえます。最低でも5回は、なぜ、なぜを繰り返してください。また、過程を重視すること。そして原因が見つかったら必ず再発防止(歯止め)をしっかり掛けること。これには業務のマニュアル化を図ることが重要です。

こうした「福祉QC」活動を行う、QCサークルを職場に導入することによって、職員の問題意識・改善意識が高まるとともに、業務改善能力が身に付きます。また、職場が明るくなり、部門間の連携も良くなって、利用者からの信頼感、安心感の高まります。繰り返しますが、職員の能力が高まって、職場でのやりがいも引き出すことにつながります。

最後に、「福祉QC」活動は、サークルメンバーの能力向上につながって、自己実現を図り利用者満足度を向上させるきっかけにつながります。質の高いケアを提供することにより、地域の福祉にも貢献します。これからの社会福祉法人は、これまでより一層地域に貢献していかなければなりません。地域に認められる、そして頼りにされる福祉施設、法人になるには、皆さんのこれからの勉強とリーダーシップと、地域への貢献が重要です。皆さんの顔が見えるような貢献活動をどんどん推進してほしいと思います。それを進めていくのが社会福祉法人の使命だと思います。ぜひ、この活動を施設のなかで進めていただきたいと思います。

あんな

日本福祉施設士会 4～5月の活動報告

日付	内容
4月27日(木)	平成28年度事業・会計監査
5月9日(火)	理事会(第1回)
5月9日(火)	代議員会(第1回)

平成29年度第1回理事会・代議員会

本会は、5月9日(火)に平成29年度第1回理事会と代議員会を開催した。第1回代議員会では、平成28年度事業報告(案)と決算が承認され、役員任期満了にともなう役員改選が行われ、平成29-30年度の役員等の選任が行われ、新体制が決定した(33頁参照)。

今回の改選で、1期2年会長職を務められた高橋紘氏が会長に再任されるとともに、3人の

副会長、岡田好清氏、村上耕治氏、古谷田紀夫氏もそれぞれ再任された。また、合わせて行われた委員長の選出では、総務委員長に井本義孝氏(千葉県・望みの門楽生園)が(新任)、生涯研修委員長に花田利生氏が(再任)、広報委員長に杉本憲彦氏が(再任)、「福祉QC」全国推進委員長に杉啓以子氏が(再任)選任された。

新役員あいさつ

会長 高橋 紘(保一2期)東京都 至誠保育総合研究所

この度、会長に再選されました高橋です。再選されましたことを光栄と思い、これからも頑張らなければいけないというふうに肝に銘じたところでございます。

平成27年度に立ち上げた「日本福祉施設士のあり方委員会」の報告を基に、課題を整理し解決に取り組みながら、今期の事業を計画に基づき効果的に推進していくことが今期の使命と思います。この2年間、よろしくお願い致します。



高橋 紘氏

副会長 岡田 好清(保一14期)熊本県 善隣保育園

副会長に再選をいただきました岡田でございます。会員の減少については、もう何年来言ってきたことでありますし、皆さん方もそのようにお考えのことだろうと思います。それであればこそ、少しでも活性化の足掛かり、あるいは糸口が見出せるような方策を講じていかなければならないと思います。微力ではありますが、そうした観点からこれからの2年間、努力を重ねたいと思っております。これは執行部だけで成しうることではなくて、皆さん方の総意、そして全国の会員の皆さん方の支え、ご協力なしには進まないこ

とでありますので、皆さん方のこれからのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。



岡田 好清氏

副会長 村上 耕治(障一12期)秋田県 県北報公会

副会長に再任されました、秋田県の村上です。この度、もう1期副会長職を務めることとなり、身の引き締まる思いでおります。私のできること、そして、これからも会長を補佐しながら施設士会のために頑張っていく決意を新たにしております。今後とも、どうぞ、よろしくお願いいたします。



村上 耕治氏

副会長 古谷田 紀夫(老一31期)神奈川県 みなみ風

副会長に再任されました古谷田です。神奈川県から代議員としてちょうど2年前より代議員会に出席するようになりました。そして縁あって2年前、1期のところで副会長という任を受けるようになりました。

きたいと思っております。

会員の減少という課題がありますが、一方でまだ1,000名を超える私たちの仲間がいます。こ

ほんとにこの2年間、皆さんにご指導・ご鞭撻いただきながらやってまいりました。どうもありがとうございます。また、これからの2年間も皆さんからまたいろんな意味で知恵をつけていただき、指導していただき、この日本福祉施設士会を福祉の経営を含めた日本の中でもトップの皆さんが集まっているところであるということを発信してい



古谷田 紀夫氏

の1,000名の人たちがそれぞれ一人でも二人でも仲間を募っていただければすぐに2,000名になる、というような単純な計算をすると怒られてしまうのですが、そのぐらいの思いで会友を増やしていきたいと思ひますし、そして社会にも発信を

していきたいと思ひます。

それも高橋会長を中心として、また代議員の皆さんと一緒にスクラムを組ながらやっていきたいと思ひますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひします。

総務委員長 井本 義孝(老-3期)千葉県 望みの門楽生園

千葉県の井本でございます。図らずも今回総務委員長を命じられましたが、本会の今日的な存在意義を考えながら、この福祉施設士会の会員減少をなんとかして食い止めたい、その一念で総務委員長をお受けいたしました。何卒よろしくご指導・ご鞭撻でございますように心からお願ひ申し上げます。



井本 義孝氏

生涯研修委員長 花田 利生(老-19期)福岡県 恵みの家

生涯研修委員長をまた1期2年仰せつかりました花田でございます。よろしくお願ひいたします。研修委員長ということですので研修がメインになってきますが、会員が少ないということが一番の課題であり、研修に関しましてやはり研修委員会だけでは企画がなかなかむずかしい面もございますので、こういった講師を使ってほしいという皆さんのご提案もいただきつつ進めていければと考えております。

参加いただきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願ひ致します。

あと2年間、一生懸命実りのある研修会を企画して参りたいと思っております。皆様も生涯研修が福祉施設士会のメイン事業でもありますので、年に5~6回の研修のうち、どれか1つには



花田 利生氏

調査研究委員長 森岡 一裕(授-5期)北海道 愛らんど

調査研究委員長を拝命致しました北海道の森岡一裕と申します。昭和46年より知的障がい児の入所施設に勤務し、以来今日まで知的障がいの施設で入所更生施設に12年、授産(入所・通所)関係施設に34年と知的障がい者と人生を共にしてきました。知的障がい関係に従事して他の福祉施設について、解らないことが多々あるかと思しますので、福祉施設士会会員各位

のご支援、ご協力をお願いし、就任のご挨拶とさせていただきます。宜しくお願い致します。



森岡 一裕氏

広報委員長 杉本 憲彦(障-24期)和歌山県 作業所陽

広報委員長を拝命いたしました杉本です。よろしくお願いたします。会報誌それからホームページ、メールマガジン、特に会報誌、メールマガジンについての原稿について、また依頼をさせていただきますので、どうかご協力ください。また、依頼を待つまでもなくご自身で日頃実践されている論文を会報等で発表していただければ、より一層この会が盛り上がっていくのではな

いかというように考えております。どうかよろしくお願いたします。



杉本 憲彦氏

「福祉QC」全国推進委員長 杉 啓以子(老-19期)東京都 江東園ケアセンターつばき

「福祉QC」全国推進委員長として再任されました杉啓以子です。昨年は赤字を解消できたこと、参加団体の増加などについては、ある程度成功ではなかったかと会員の皆さまのご協力に深く感謝申し上げます。

「福祉QC」改善活動は、業務改善にとどまらず、利用者に対する職員のケアの質を高めると共に施設や事業所の地域における信用を高めるなどの効果もあると考えます。「福祉QC入門講座」で基礎を学んでいただき「福祉QC全国発表大会」において発表することで職員は改善活動への自信と多くの成果を得ております。

日本福祉施設士会の多くの施設に「福祉QC」改善活動の発表の成果を見ていただく機会を増やすことで、「福祉QC」改善活動の実

践は、法人全体の質を高めるという結果にたどり着けば「やっぱり日本福祉施設士会に所属する施設はずごい!」ということになると思います。今後の2年間を「福祉QC」全国推進委員の皆さまのお力をいただきながら共に全力で努めてまいります。

会員の皆さまには「福祉QC」改善活動へのより多くの法人、施設のご参加とご協力をお願い申し上げます。



杉 啓以子氏

平成29・30年度 日本福祉施設士会 役員体制

【正副会長】

役 職	氏 名 (県 名)	副会長の担当委員会
会 長	高橋 紘 (東京都)	
副会長	岡田 好清 (熊本県)	生涯研修委員会
副会長	村上 耕治 (秋田県)	広報委員会、「福祉QC」全国推進委員会
副会長	古谷田 紀夫 (神奈川県)	総務委員会、調査研究委員会

【理 事】

ブロック	氏 名 (県 名)	役
北海道	森岡 一裕 (北海道)	常任理事(調査研究委員長)、ブロック長
東北	村上 耕治 (秋田県)	副会長、ブロック長
関東甲信越静	阿部 健二 (群馬県)	
	井本 義孝 (千葉県)	常任理事(総務委員長)
	高橋 紘 (東京都)	会長、ブロック長
	古谷田 紀夫 (神奈川県)	副会長
東海・北陸	豊田 雅孝 (岐阜県)	ブロック長
	山野 文照 (三重県)	
近畿	舟橋 博 (兵庫県)	
	杉本 憲彦 (和歌山県)	常任理事(広報委員長)、ブロック長
中国・四国	竹内 寛和 (島根県)	
	藤田 久雄 (高知県)	ブロック長
九州・沖縄	花田 利生 (福岡県)	常任理事(生涯研修委員長)
	岡田 好清 (熊本県)	副会長、ブロック長
	玉城 政 (沖縄県)	
中央推薦	杉 啓以子 (東京都)	常任理事(「福祉QC」全国推進委員長)

【監 事】

氏 名(県 名)	氏 名(県 名)
福田 鶴枝(栃木県)	丸茂 千賀子(山梨県)

<全国社会福祉協議会関連委員会・委員等>

- 政策委員会・委員 岡田好清(副会長・熊本県)
- 国際社会福祉基金委員会・委員 村上耕治(副会長・秋田県)
- 福祉施設長専門講座運営委員会・委員 古谷田紀夫(副会長・神奈川県)

日本福祉施設士会 平成28年度事業報告

1. 平成28年度事業の重点

平成28年度事業の重点として、以下の3点を事業計画に掲げて取り組んだ。

- 研修機会の充実：生涯研修を通じて福祉施設長の質の向上をはかり、福祉サービスの拡充や質の向上につなげる。また、ブロック・都道府県組織で行う研修・セミナーの企画支援や広報協力等を強化し、本会会員が身近な地域で受講できる研修環境整備を支援する。
- 施設運営にかかる情報の提供・共有：全会員のメールアドレス登録を進め、施設の経営管理に有効なマネジメント手法の習得促進や、制度・施策等の関連情報の提供・共有をはかる。
- 組織体制と事業の見直し、および財政等の健全化にむけた取り組み推進：本会の組織体制や事業等の見直しについて検討するとともに、引き続き基礎的収支の改善にむけた取り組みを促進する。

2. 生涯研修事業の推進

(1) 施設長実学講座の開催

事業計画に基づき5回開催するところ、第1回目を講師の当日不着により中止としたことにより、計4回開催した。実施に際しては、①社会福祉制度・政策の最新動向の理解、②人事労務・財務等にかかる経営マネジメント手法の学習、③組織マネジメントに必要となるコミュニケーションやリスクマネジメント能力向上、④福祉施設長として備えるべき意識や視点の向上、を目的とした企画・運営を行った。

[第1回] 「基礎から学ぶ会計実務」

平成28年7月12日(火)～13日(水)

会場：全社協会議室(東京都千代田区) ※中止

[第2回] 「法理と情理の人材マネジメント」

平成28年8月23日(火)～24日(水)

会場：昭和会館大会議室(東京都千代田区) 受講者数：39名

[第3回] 「基礎から学ぶ会計実務」

平成28年12月19日(月)～20日(火)

会場：東京TFTビル東館研修室(東京都江東区) 受講者数：64名

[第4回] 「財務規律の確立と持続可能な施設経営」

平成28年12月20日(火)～21日(水)

会場：東京TFTビル東館研修室(東京都江東区) 受講者数：74名

[第5回] 「法務課題とリスクマネジメント」

平成29年1月30日(月)～31日(火)

会場：全社協会議室(東京都千代田区) 受講者数：20名

(2) 全国福祉施設士セミナーの開催

制度・施策にかかる行政説明と、社会保障制度改革に関する講演、福祉施設長の役割と育成に関する講演の後、「法人主体の経営と福祉施設士の示すべき成果」をテーマとしたパネルディスカッションを開催し、会員の理解促進や議論の機会とし、今後の会員実践に資することとした。

開催期日：平成28年7月6日(水)～7日(木)

会場：全社協・灘尾ホール

テーマ：「法人主体の経営と福祉施設士の示すべき成果」

受講者数：114名

(3) ブロック・都道府県組織活動支援事業の実施

ブロックセミナーの企画支援を行うとともに、本会会報へのブロックセミナー開催要項の同梱発送、本会ホームページに開催要項を掲載し、広報協力を実施した。

3. 広報・情報提供体制の強化

(1) 会報「福祉施設士」の発行

会報「福祉施設士」を計6号発行した。「特集」の年間テーマを「福祉施設士行動原則」の実践とし、会員の実践事例を10事例掲載した。その他、①施設長に必要な視点や考え方、社会福祉の理念やあり方をテーマにした「論点・福祉施設長」、②会員が福祉施設士としての活動を自ら投稿する「福祉施設士のめざすもの」「会員投稿」、③施設長としての視点を考え、実践の参考にするための「誌上講座」、④社会福祉法人制度改革の最新情報を伝える「福祉の動向」、⑤本会及びブロック都道府県組織の活動情報、等を掲載した。

[各号の特集テーマ]

- ・4月号「理念に照らした人材の育成・定着と勤務環境の整備」
- ・6月号「実践の高度化と効率化を推進する」
- ・8月号「行政、関係機関、地域との連携」
- ・10月号「良質なサービス提供を追求する組織づくり」
- ・12月号「地域における公益的な取組を推進する」
- ・2月号「危機に対応する福祉施設長の姿勢と行動」

また、会報のPDFファイルをホームページに掲載し、最新号は目次のみ、最新号以前のバックナンバー1年分は全頁の閲覧ができることとした。

(2) ホームページによる情報提供

本会事業に関連する各活動の広報や関連情報の発信を行った。

- ①本会研修会および都道府県・ブロック組織の事業の案内および周知を行った。
- ②本会研修会の案内をWAMネットの「研修・セミナー案内」を利用して周知した。

(3) メールマガジンによる情報提供

「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を5月より月1回発行した(計11号)。「今月のチェックリスト」「時事／用語解説」「リレーコラム」の他、事務局からのお知らせを掲載し、必要に応じて関連のURLを掲載した。また、定期配信の他、研修会案内を知らせる臨時配信を3号配信した。

アドレス登録・変更・解除は、各会員が手元の機器を用いて行うこととし、本会ホームページに登録ボタンを設置した。会員には、会報4月号、6月号で登録を案内した他、ブロックセミナーにおける本会役員の基調報告でアドレス登録を呼びかけた。登録会員数は3月31日現在で181名。

4. 「福祉施設士行動原則」の活用促進

(1) 「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進のフォローアップ

会報誌において実践事例の収集・発信を行い、ホームページでも事例紹介を行った。

(2) 福祉QC活動

福祉施設の業務改善手法の一つである「福祉QC」の考え方および手法を習得するため、以下の研修会等を開催した。

①「第20回『福祉QC』入門講座」の開催

開催期日：平成28年6月13日(月)～14日(火)

会 場：全社協・会議室

参加者数：91名

②「第27回『福祉QC』全国発表大会」の開催

開催期日：平成28年11月21日(月)～22日(火)

会 場：全社協・灘尾ホール、会議室

参加者数：143名

34サークルより、「福祉QC」活動実践の発表を行った。また、オープニング発表として、「行動原則・地域への姿勢」にかかる実践発表を行った。

③「福祉QC」を用いた活動実践の共有

本会ホームページで優秀サークルの事例を紹介し、共有を図った。

④改善(福祉QC)活動個別指導講座の開催支援

本会関東甲信越静岡ブロックと東京都福祉施設士会が主催する同講座について、本会ホームページに参加施設募集及び発表会開催案内を掲載し、案内周知を行った。

(3) 社会福祉制度改正等への対応

会報、ホームページ、メールマガジンで関連する情報提供を行った。

5. 組織体制と事業の見直し、および財政等の健全化にむけた取り組み推進

(1) 組織体制・事業の見直し、財政の健全化

本会組織体制、事業のあり方について、各委員会で検討を行った。また、支出の見直しを行い、基礎的収支の改善に努めた。

(2) 会員増に向けた取り組み

- ・第41期専門講座受講者に対して、会報誌の送付や研修会開催要項の送付を行うとともに、7月と2月のスクーリング開催時に本会役員及び事務局から活動内容の説明と入会案内を行った。また、第40期修了者で未加入者に対して入会案内の送付や研修会等の情報提供を行った。
- ・全社協書籍の会員向け割引販売(4/1～5/31の期間限定)を実施し、19会員・組織から321冊(売上額372,441円)の注文を得た。
- ・会員名刺や会員施設表示板の普及に努めた。
- ・本年度末(平成29年3月31日現在)の会員数は1,153名(前年度末比59名減)となった。

(3) 都道府県組織の支援

会報を都道府県組織に配布するとともに、各ブロックセミナーへの助成(7か所)及び役員派遣を行った。また、ブロックセミナーの開催報告を会報に掲載し、成果の共有を図った。

ブロック	開催地	日程	派遣役員	参加者数
北海道	北海道	11月28日～29日	古谷田副会長	27名
東北	宮城県	10月12日～13日	村上副会長	98名
関東甲信越静	群馬県	10月18日～19日	高橋会長	121名
東海・北陸	福井県	2月16日～17日	高橋会長	32名
近畿	和歌山県	11月11日～12日	高橋会長	55名
中国・四国	島根県	10月5日～6日	高橋会長	61名
九州・沖縄	福岡県	6月30日～7月1日	高橋会長	113名

(合計507名)

(4) 会務の運営

以下の会議および委員会を開催した。

- ・代議員会 (2回)平成28年5月10日(火)、平成29年3月13日(月)
- ・理事会 (2回)平成28年5月10日(火)、平成29年3月13日(月)
- ・総務委員会 (1回)平成29年2月15日(水)
- ・生涯研修委員会(1回)平成29年2月15日(水)
- ・広報委員会 (1回)平成29年2月14日(火)
- ・事業・会計監査(1回)平成28年4月26日(火)

全国社会福祉協議会の関係委員会に、下記のような本会役員が参画した。

- ・政策委員会 岡田好清副会長
- ・国際社会福祉基金委員会 村上耕治副会長
- ・福祉施設長専門講座運営委員会 古谷田紀夫副会長

また、「全社協福祉懇談会」(平成28年10月6日)に正副会長が出席した。懇談会には、約300名の福祉関係者が参集し、41名の国会議員、厚生労働省関係部局長、学識経験者に対して要望・提言を行い、懇談も行った。

日本福祉施設士会 平成28年度 資金収支決算書

勘定科目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支(収入)				
会費収入	17,505,000	17,595,000	△90,000	
会費収入	17,505,000	17,595,000	△90,000	年会費
事業収入	10,754,000	10,742,000	12,000	
参加費収入	10,554,000	10,554,000	0	研修会参加費
資料・図書等頒布収入	120,000	108,000	12,000	
広告料収入	80,000	80,000	0	会報の広告料
受取利息配当金収入	2,000	1,768	232	
受取利息配当金収入	1,000	95	905	
積立資産受取利息配当金収入	1,000	1,673	△673	
その他の収入	150,000	219,000	△69,000	
雑収入	150,000	219,000	△69,000	会報有償購読料
〔事業活動収入計〕(1)	28,411,000	28,557,768	△146,768	
事業活動による収支(支出)				
人件費支出	7,856,000	7,855,651	349	
人件費負担金支出	7,856,000	7,855,651	0	
事業費支出	17,633,000	16,744,796	888,204	
諸謝金支出	1,355,000	1,353,308	1,692	研修会講師謝金、会報原稿執筆料
旅費交通費支出	6,555,000	6,325,596	229,404	
役職員旅費交通費支出	6,227,000	5,998,916	228,084	
委員等旅費交通費支出	328,000	326,680	1,320	
消耗器具備品費支出	343,000	319,181	23,819	
印刷製本費支出	2,881,000	2,754,514	126,486	会報、研修会資料等
通信運搬費支出	1,300,000	1,077,064	222,936	
会議費支出	545,000	472,393	72,607	
資料図書費支出	289,000	277,020	11,980	
広報費支出	780,000	783,000	△3,000	ホームページ運営管理費
業務委託費支出	222,000	197,070	22,930	研修会受付代行
手数料支出	261,000	164,700	96,300	
賃借料支出	3,034,000	2,950,950	83,050	会議・研修会会場費
雑支出	70,000	70,000	0	
事務費支出	698,000	641,134	56,866	
事務消耗品費支出	25,000	24,689	311	
印刷製本費支出	130,000	122,103	7,897	コピー代等
通信運搬費支出	300,000	296,050	3,950	
手数料支出	230,000	196,692	33,308	銀行振込手数料
租税公課支出	3,000	1,600	1,400	
渉外費支出	10,000	0	10,000	
販売原価支出	32,000	36,285	△4,285	
仕入支出	32,000	36,285	△4,285	
分担金支出	50,000	50,000	0	
分担金支出	50,000	50,000	0	全社協政策委員会分担金
助成金支出	1,050,000	1,050,000	0	
助成金支出	1,050,000	1,050,000	0	ブロックセミナー助成金
負担金支出	1,350,000	1,350,000	0	
事務費負担金支出	1,350,000	1,350,000	0	事務、会計処理、LAN負担金
〔事業活動支出計〕(2)	28,669,000	27,727,866	941,134	
【事業活動資金収支差額】(3)=(1)-(2)	△258,000	829,902	△1,087,902	
〔施設整備等収入計〕(4)	0	0	0	
〔施設整備等支出計〕(5)	0	0	0	
【施設整備等資金収支差額】(6)=(4)-(5)	0	0	0	
〔その他の活動収入計〕(7)	0	0	0	
積立資産支出	1,000	1,673	△673	
〔その他の積立資産積立支出〕	1,000	1,673	△673	
運営資金積立資産積立支出	1,000	1,673	△673	
〔その他の活動支出計〕(8)	1,000	1,673	△673	
【その他の活動資金収支差額】(9)=(7)-(8)	△1,000	△1,673	673	
予備費(10)	0	—	0	
【当期資金収支差額合計】(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△259,000	828,229	△1,087,229	
【前期末支払資金残高】(12)	9,332,000	9,332,734	△734	
前期末支払資金残高	9,332,000	9,332,734	△734	
【当期末支払資金残高】(11)+(12)	9,073,000	10,160,963	△1,087,963	

日本福祉施設士会 平成29年度 研修会のご案内

日本福祉施設士会では、「福祉施設士」の生涯研修事業を推進しており、施設長の経営管理に必要な知識や技術をはじめ、有効なマネジメント手法の習得及び能力向上等を目的とした数々の研修会を開催しています。

(1) 施設長実学講座(計5回)

人事・労務・財務等にかかるマネジメント手法の習得及び能力の向上を図り、福祉施設長として求められる役割の発揮に資することを目的とした研修会です。

(第1回)「災害対策と福祉施設長の危機管理マネジメント」

平成29年7月18日(火)～19日(水)

(第2回)「基礎から学ぶ会計実務」

平成29年8月21日(月)～22日(火)

(第3回)「採用・育成・定着の人材マネジメント」

平成29年9月19日(火)～20日(水)

(第4回)「福祉施設長のコミュニケーション強化」

平成29年12月11日(月)～12日(火)

(第5回)「地域をつなげる福祉施設長」

平成30年1月29日(月)～30日(火)

※会場は、第1回はTFT研修室904(東京都江東区)、第2回以降は全社協・会議室(東京都千代田区)、定員は各60名。

(2) 全国福祉施設士セミナー

本会事業の重点に関連し、福祉施設長に求められる姿勢や態度の確認や、今後の福祉施設経営の方向性の共有、会員相互の交流促進を目的としたセミナーです。

テーマ：「地域共生社会への貢献を問う(仮称)」

開催期日：平成29年8月3日(木)～4日(金)

会場：全社協・灘尾ホール

定員：150名

(3) 「福祉QC」活動に関する研修会

施設における組織的な業務改善・問題解決のツールである「福祉QC」活動に関する研修会です。

①「第21回『福祉QC』入門講座」(終了)

開催期日：平成29年5月22日(月)～23日(火)

会場：TFT研修室906(東京都江東区)

定員：90名

内容：福祉QC活動の目的に加え、活動のポイントについて演習形式で学ぶ。

②「第28回『福祉QC』全国発表大会」

開催期日：平成29年11月27日(月)～28日(火)

会場：全社協・灘尾ホール、会議室

定員：140名(44サークルの発表を募集)

発表事例：各施設における業務改善や利用者支援にかかるQCサークル活動事例を行います。

もうお済みですか？

日本福祉施設士会会員メールアドレス登録のご案内

「会員メールアドレスの登録」はもうお済みでしょうか。登録無料、パソコン、スマートフォン、従来型携帯のいずれのアドレスでもご利用ができます。

毎月1日の朝、5分程度で読める「メールマガジン」をお届けします。実務の役に立ち、知識の幅を広げ、そして仲間からの元気が出るメッセージを、手軽に読むことができます。未だお済みでない方は、以下を参照のうえぜひご登録ください。機器の操作にご不安のある方は本会事務局までご相談ください。

お届けする多彩な情報(バックナンバーも読めます)

●「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」の発行(毎月1日)

「今月のチェックリスト」 ※管理者としておさえておきたい経営の“ツボ”

「時事／用語解説」 ※施設種別を超えた幅広い分野の基礎をおさらい

「福祉施設士リレートーク」 ※仕事に元気の出るポジティブリレー

他、福祉制度関連情報、研修情報等を適宜ご案内します。

●研修事業の開催案内(随時発行)

※メールのサイズを抑えるため、ファイル添付はしません。開催要項を掲載した本会ホームページURLをご案内し、受講のポイントをご紹介します。

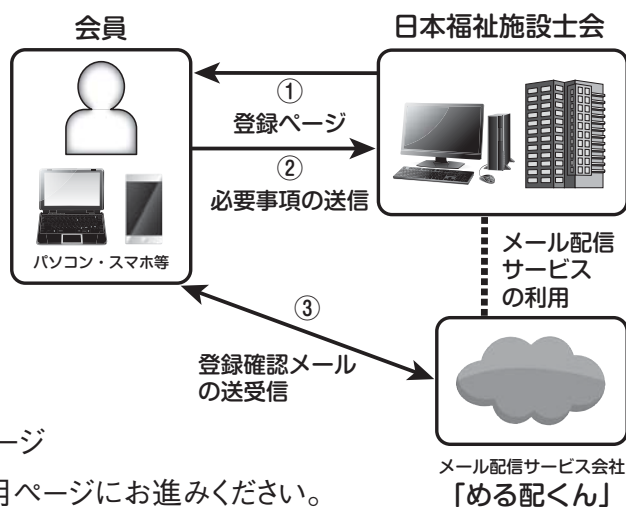
●ブロック・都道府県福祉施設士会事業のご案内(随時発行)

※ブロック・県内の会員に限定送信。

※開催地近隣のブロック・県会員にもお送りする場合があります。

登録手続き方法

- ① 日本福祉施設士会ホームページから専用の登録ページへ進む。
- ② アドレスその他必要事項を記入して送信(この時点では未登録です)
- ③ 記入したアドレス宛に配信サービス会社(める配くん)より確認メールが届き、手続き完了です。



アドレス登録は、日本福祉施設士会ホームページ

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/> から専用ページにお進みください。

日 程	予 定 事 業
7月4日(火)～5(水)	第28回九州・沖縄ブロックセミナー大分大会
7月18日(火)～19(水)	平成29年度施設長実学講座(第1回) 「災害対策と福祉施設長の危機管理マネジメント」 (東京都江東区・TFTビル研修室)

＜ご意見・感想の募集について＞

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までにお送りください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか？ 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

事務局だより

改正社会福祉法が施行され、実効ある改革の推進が求められる段階へ入りました。「地域共生社会」の実現や地域における「『我が事』・『丸ごと』」の主体的な取り組みの実践者として福祉施設士には、持てる力を発揮し、地域により積極的に貢献していくことが求められています。

8月に実施する全国福祉施設士セミナーでも、地域共生社会の実現に向けて、福祉施設士がどのように対応していくか、掘り下げることにしておりますので、積極的なご参加をお待ちしております。

福祉施設士 6月号

平成29年6月15日発行 通巻320号 偶数月15日発行
定価500円(税込)

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会

発行人 高橋 紘

編集人 杉本 憲彦

広報委員会

杉本 憲彦(広報委員長)/三津井 和夫/八木 利彦/伏見 達子/
長川原 しのぶ/大澤 澄男/藤本 喜章/岩田 敏郎/松林 克典

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

会員数
25.1万人
(平成28年6月現在)

新規会員募集中

福祉の職場で
働く人を
支援しています。



福利厚生センター(ソウェルクラブ)は…

社会福祉事業等に従事する方の福利厚生を全国一括で展開し、スケールメリットを生かすことにより、個々の法人では実現が難しい充実したサービスを提供しています。

1

加入対象拡大!

平成28年4月から有料老人ホームや医療系の介護保険施設・事業に従事する職員の方々も加入対象となりました。

2

ソウェルクラブ ならではのサービス

健診費用の助成、健康生活用品給付、各種お祝品、弔慰金をはじめとした基本サービスに加え、地域密着サービス、クラブオフなど幅広いサービスを展開しています。

3

掛金はわずか年1万円/人

会員1人当たり年1万円のご負担のみで、ソウェルクラブが提供する全てのサービスが利用できます。
また、サービスを一部限定した非常勤職員向けコース(年5千円)もございます。

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

ソウェルクラブの資料請求、加入のお申し込みは
社会福祉法人 福利厚生センター

<http://www.sowel.or.jp>
TEL ☎ 0120-292-711

詳しくは で または、お電話でお問い合わせください。
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階